

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）5 前払式支払手段発行者関係（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<u>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</u>	
<u>II－1 法令等遵守</u>	
<u>II－1－4 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u>	<u>(新設)</u>
<u>II－1－4－1 主な着眼点</u> <p>前払式支払手段発行者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、前払式支払手段発行者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</p>	<u>(新設)</u>
<u>II－1－4－2 監督手法・対応</u> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手</p>	<u>(新設)</u>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）5 前払式支払手段発行者関係（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p><u>段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3 による。）。</u></p>	